

## 現行公益法人の移行に関するQ&A



一般社団・財団法人法が施行された後、どのような機関を置くことが できますか。



一般社団・財団法人法上、一般社団法人・一般財団法人は、それぞれ次のような機関設計となることができます。

## 一般社団法人

	社員総会	理事						
	社員総会	理事		監事				
	社員総会	理事		監事	会計監査人			
	社員総会	理事	理事会	監事				
	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人			

## 一般財団法人

1	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
2	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人



一般社団・財団法人法の施行後は、現在社団法人である法人は一般社団法人と同じ機関設計となることができますが、財団法人である法人は一般財団法人又は公益財団法人に移行するまでの間、一般財団法人の機関設計に加えて、次のような機関設計も可能です。

- 3. 理事のみ(一般社団・財団法人法の施行前に監事を置いていなかった法人に限る。)
- 4. 理事、監事(一般社団・財団法人法の施行前に監事を置いた法人に限る。)

ここで気をつけていただきたいのが、一般社団・財団法人法の施行の際には、どの社団法人も 又は に、どの財団法人も3又は4に該当するということです。現在の理事会や評議員・評議員会がそのまま 一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会になるわけではありませんのでご注意ください(詳細は次問参照)。



現在、公益法人が置いている理事会や評議員・評議員会は、一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会と同じものですか。



同じものではありません。

現在公益法人に置いている理事会や評議員・評議員会は、「法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から」、所管官庁の指導監督や法人の判断により置いている機関です。「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)においては、現在の理事会は「理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場」と、評議員・評議員会は「理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関」としていますが、実際の業務や機関としての位置付けは必ずしもそれに限られていません。

一方、一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会は法律に規定される機関であり、その権限 や義務は法律の規定に従うことになります。一般社団・財団法人法上、理事会は 法人の業務執行の決 定、 理事の職務の執行の監督、 代表理事の選定・解職、を職務とする機関であり、評議員・評議員 会は理事・監事の選解任等の法律及び定款で定めた事項を決議する機関です。